

告 示

埼玉県告示第四百五十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所
に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

荒川水系一級河川雀川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和六年四月二十三日

三 廃川敷地等の位置

埼玉県ときがわ町大字玉川字宮ヶ谷戸四千二百八十九番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一八・〇四平方メートル